

# 共済組合掛金率の引き上げ

平成22年9月から

## 長期給付の掛金率が引き上げられます!

平成22年9月から、長期給付に係る掛金率は、平成21年において行われた地方公務員共済年金の財政再計算により、次のとおり引き上げられます。(長期給付に係る掛金率は地方公務員共済組合連合会定款で定められています。)

### ●長期給付掛金率

(変更前)		(単位:千分率)	(変更後)		(単位:千分率)
区 分		平成21年9月 ~22年8月	区 分		平成22年9月 ~23年8月
一般組合員	給 料	94.7125	一般組合員	給 料	<b>96.925</b> (+2.2125)
	期末手当等	75.77		期末手当等	<b>77.54</b> (+1.77)

平成23年度は

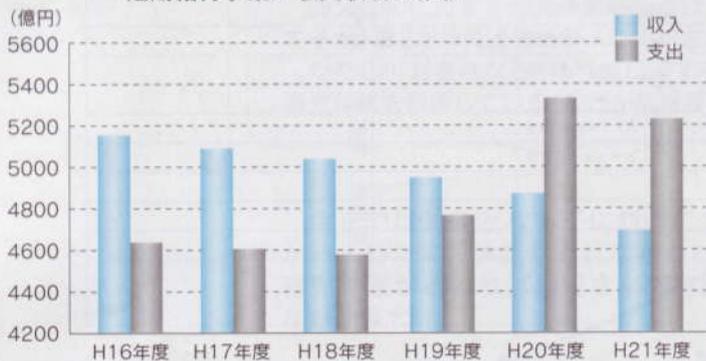
## 短期給付掛金率の引き上げが予想されます!

短期給付事業は、平成16年度に掛金率を引き上げて以降、平成19年度まで毎年度の収入の範囲内で安定した事業運営を行ってきましたが、近年、組合員数の減少等の影響により収入の減少傾向が続いています。

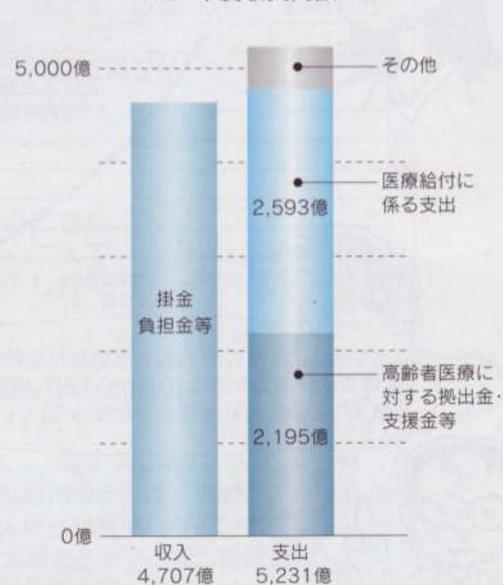
一方、平成20年4月に高齢者に対する医療制度が改正され、高齢者の医療制度に係る拠出金・支援金等の負担額が大幅に増加したことにより、当共済組合の平成20年度以降の収支は大幅な赤字となっています。

このような状況にあることから、平成23年度に向けて短期給付の財源率の引き上げを本部において検討しています。

▼短期給付事業の収支状況の推移



▼H21年度収支内訳



よろしくお願いいたします!